

草津市附属機関運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成 25 年草津市条例第 3 号。以下「条例」という。)別表第 1 に掲げる市長の附属機関(別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 附属機関の委員は、別表第 1 の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第 3 条 附属機関の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第 2 に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第 4 条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第 3 に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第 3 項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第 5 条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第 5 項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第 6 条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 4 に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、これを廃止する。

(1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則(昭和57年草津市規則第29号)

(2) 草津市一般職員分限審査委員会規則(平成23年草津市規則第32号)

(任期の特例)

3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則(平成25年7月1日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により草津市子ども・子育て会議の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 この規則の施行日以後最初に委嘱される草津市子ども・子育て会議の委員(前項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。)の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則（平成 25 年 1 月 1 日規則第 57 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市社会福祉施設整備審議委員会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

（任期の特例）

- 3 前項の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 30 日までとする。

付 則（平成 25 年 1 月 25 日規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定、別表第 2 草津市あんしんいきいきプラン委員会の項の次に草津市障害者施策推進審議会の項を加える改正規定および次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則の廃止）

- 2 草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則（昭和 57 年草津市規則第 12 号）は、廃止する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 22 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項および第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 8 月 1 日規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定および別表第 2 草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 10 条関係）【抜粋】

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) 関係行政機関の職員 (5) その他市長が必要と認める者	総合政策部企画調整課

別表第2（第3条第2項関係）【抜粋】

附属機関の名称	任期
草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 審議会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

別表第3（第4条第7項関係）【省略】

別表第4（第6条関係）【省略】

別表第5（第9条関係）【省略】